



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社西播自動車教習所
登録教習機関の住所	兵庫県姫路市西今宿6丁目1-25
代表者職氏名	代表取締役 岸元 俊朗
教習の業務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社西播自動車教習所 西播フォークリフトスクール 兵庫県姫路市書写3-11
行うことができる教習	フォークリフト運転技能講習
登録年月日	令和 7年 5月16日
登録の有効期間の満了日	令和12年 5月15日
登録番号	兵労基安登録第374号

令和 7年 5月16日

兵庫県労働局長

